

(総則)

第1条 発注者(以下「甲」という。)及び受注者(以下「乙」という。)は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質疑応答書をいう。以下同じ。)に従い、この約款(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託約款をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

(業務主任技術者)

第2条 乙は、業務の技術上の管理を行う主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。

(業務工程表)

第3条 乙は、契約締結の際、業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、業務工程表を遅滞なく審査し、不相当と認められた場合は、乙と協議するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙はこの契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 甲は、この契約の成果(以下「成果品」という。)を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託の禁止)

第5条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第6条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し、委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償するものとする。賠償額は、甲乙協議して定める。

(期限の延長)

第8条 乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第9条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、乙が負担しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合において、その損害のために必要を生じた経費は、甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定める。

2 前項の規定にかかわらず、地震、噴火、台風、風水害、津波、戦争、革命、内乱、他国による侵略行為、集団的自衛権の行使、核燃料物質などによる事故、飛来落下物による損傷等不可抗力又は乙の責に帰さない事由に起因する損害については、乙は、その損害を賠償しないものとする。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第10条 乙の責めに帰する理由により履行期限までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、遅延金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の遅延金は、業務委託料に対して延長日数に応じ年8.25%の割合を乗じて計算した金額とする。

3 甲の責めに帰する理由により第12条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合は、乙は、甲に対して年8.25%の割合で遅滞利息の支払いを請求することができる。

(検査及び引渡し)

第11条 乙は、業務委託を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行うものとする。

3 前項の検査結果不合格となり、成果品について補正を命じられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項を準用する。

4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を甲に引き渡さなければならない。

(委託料の支払い)

第12条 乙は、前項の規定による検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の支払い請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに期すべき理由により、期間内又は期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合の他、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、業務の出来高部分が可分のものである場合は、検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡を受けるものとし、当該引渡を受けた出来高部分に相応する業務委託料を乙に支払うものとする。

(違約金)

第14条 前条により甲が契約を解除したときは、乙は業務委託料の1/10に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙が委託業務の処理上知り得た個人情報の取り扱いについては、別記の我孫子市個人情報取扱特記事項によるものとする。

3 乙は、成果品(委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(契約外の事項)

第16条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。以上

## 我孫子市個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 乙は、個人情報を取扱う事務について甲と契約を締結した場合、当該契約による事務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう我孫子市個人情報保護条例及び本特記事項を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (事務従事者への周知)

第3条 乙は、個人情報を取り扱う事務に従事する者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

### (適正な管理)

第4条 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (取扱いの禁止)

第5条 乙は、個人情報の取扱いについて次に掲げる事項をしてはならない。ただし、甲が承諾した場合を除く。

- (1) 個人情報を本契約事務以外に利用すること及び第三者への提供
- (2) 個人情報が記録された資料等の複写及び複製
- (3) 個人情報の第三者への委託
- (4) 乙の管理する以外のコンピュータへの入力

### (資料等の返還等)

第6条 乙は、この契約による事務を処理するため甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

### (調査・勧告)

第7条 甲は、乙が契約の履行に関して取り扱っている個人情報の状況について、必要に応じて調査することができる。

2 甲は、乙のこの契約の履行に係る個人情報の取扱いが不相当と認められるときは、必要な勧告を書面で行うものとする。

### (事故発生時における報告)

第8条 乙は、この契約の履行に関して個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損その他不適正な取扱が発生した場合は、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (契約の解除等)

第9条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

## 履行妨害又は不当要求に対する措置に関する特記事項

(総則)

第1条 この特記事項は、この特記事項が添付される契約と一体をなす。

(履行妨害又は不当要求に対する措置)

第2条 契約の相手方(以下「乙」という。)は、契約の履行に当り、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定するものをいう。以下同じ。)から履行妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに我孫子市(以下「甲」という。)に報告すると共に、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 乙の下請業者が暴力団等から履行妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、乙に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに甲に報告すると共に、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第3条 甲は、乙が前条に違反した場合は、我孫子市建設工事等請負業者等指名停止要綱(平成15年5月1日施行)の定めるところにより、指名停止の措置を行なう。乙の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。